

別表

評価業務規程第27条第1項に規定する評価料金(新築住宅)は以下の通りとする。

- ・設計評価の料金は、住宅の建て方、種別、規模により(表1-1)～(表1-3)に該当する金額とする。
- ・建設評価の料金は、(表1-1)～(表1-3)の基本料金、(表2)遠隔地の場合の加算額及び(表3)設計評価が当機関以外の場合の加算額の合計とする。

(表1-1)基本料金(一般住宅)

◇一戸建ての住宅

円：税込み

階数、床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
階数3以下かつ 0～200	75,000 (45,000)	3P	150,000 (100,000)	5P	225,000 (145,000)
階数3以下かつ 200～500	100,000 (75,000)	3P	180,000 (120,000)	5P	280,000 (195,000)
階数4以上または 500～	150,000 (100,000)	5P	240,000 (160,000)	8P	390,000 (260,000)

- 1) 階数は地階を含む階数とする。
- 2) () 内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
- 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
- 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は、上の表の2分の1の金額とする。但し、変更が構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事以外の場合は、10,000円とする。
- 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～1,000	$70,000 + M \times 3,000$	3P	$N \times 40,000 + M \times 5,000$	10P	$70,000 + M \times 8,000 + N \times 40,000$
1,000～2,000	$100,000 + M \times 3,000$	5P	$N \times 65,000 + M \times 5,000$	15P	$100,000 + M \times 8,000 + N \times 65,000$
2,000～3,000	$150,000 + M \times 3,000$	8P	$N \times 90,000 + M \times 5,000$	20P	$150,000 + M \times 8,000 + N \times 90,000$
3,000～4,000	$200,000 + M \times 3,000$	10P	$N \times 115,000 + M \times 5,000$	30P	$200,000 + M \times 8,000 + N \times 115,000$
4,000～5,000	$300,000 + M \times 3,000$	15P	$N \times 140,000 + M \times 5,000$	30P	$300,000 + M \times 8,000 + N \times 140,000$
5,000～10,000	$380,000 + M \times 3,000$	20P	$N \times 150,000 + M \times 5,000$	30P	$380,000 + M \times 8,000 + N \times 150,000$
10,000～	$450,000 + M \times 3,000$	30P	$N \times 160,000 + M \times 5,000$	30P	$450,000 + M \times 8,000 + N \times 160,000$

- 1) M：戸数(評価を行う戸数)。
- 2) N：法定検査回数。階数が3以下=4回 9以下=5回 16以下=6回 23以下=7回 以降階数7毎に検査回数は1増加。(階数は地階を含む階数とする。)
- 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
- 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、構造計算を要する建築物の形状の変更がなく、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
- 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。

(表1-2)基本料金(型式認定住宅)

◇一戸建ての住宅

(円：税込み)

床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	22,000 (22,000)	3P	150,000 (100,000)	5P	172,000 (122,000)
200～	36,000 (36,000)	3P	180,000 (120,000)	5P	216,000 (156,000)

- 1) 構造、火災(2-6の等級が2以上の場合)、劣化及び温熱で認定されている場合に限り適用する。
- 2) ()内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
- 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
- 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は、上の表の2分の1の金額とする。但し、平面計画に変更がない場合は10,000円とする。
- 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
- 6) 変更により、上記1)が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1)基本料金(一般住宅)」を適用する。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	21,000+M×5,000	3P	70,000+M×8,000	5P	91,000+M×13,000
200～500	34,000+M×5,000	3P	90,000+M×8,000	5P	124,000+M×13,000
500～1,000	55,000+M×5,000	3P	105,000+M×8,000	5P	160,000+M×13,000
1,000～	58,000+M×5,000	3P	110,000+M×8,000	5P	168,000+M×13,000

- 1) 構造、火災(2-6の等級が2以上の場合)、劣化及び温熱で認定されている場合に限り適用する。
- 2) M：戸数(評価を行う戸数)。
- 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
- 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
- 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
- 6) 変更により、上記1)が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1)基本料金(一般住宅)」を適用する。

(表1-3)基本料金(製造者認証住宅)

◇一戸建ての住宅

(円：税込み)

床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	22,000 (22,000)	3P	100,000 (74,000)	5P	122,000 (96,000)
200～	36,000 (36,000)	3P	120,000 (82,000)	5P	156,000 (118,000)

1) 構造、火災(2-6の等級が2以上の場合)、劣化及び温熱で認証されている場合に限り適用する。
 2) ()内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価は、上の表の2分の1の金額とする。但し、平面計画に変更がない場合は10,000円とする。
 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
 6) 変更により、上記1)が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1)基本料金(一般住宅)」を適用する。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	21,000+M×5,000	3P	36,000+M×8,000	5P	57,000+M×13,000
200～500	34,000+M×5,000	3P	45,000+M×8,000	5P	79,000+M×13,000
500～1,000	55,000+M×5,000	3P	75,000+M×8,000	5P	130,000+M×13,000
1,000～	58,000+M×5,000	3P	82,000+M×8,000	5P	140,000+M×13,000

1) 構造、火災(2-6の等級が2以上の場合)、劣化及び温熱で認証されている場合に限り適用する。
 2) M：戸数(評価を行う戸数)。
 3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
 4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
 5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
 6) 変更により、上記1)が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1)基本料金(一般住宅)」を適用する。

(表2)遠隔地の場合の加算額

建設地が下記のA地域またはB地域の場合、建設評価の料金に下記の金額を加算する。

◇加算額

円：税込み

地域	一戸建ての住宅	共同住宅等
A地域	建設評価料金の15%	建設評価料金の5%
B地域	建設評価料金の20%	建設評価料金の10%

1) 1,000円未満は切捨てとする。

A地域 大阪府 大阪市、箕面市、池田市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、東大阪市、八尾市、能勢町、豊能町、摂津市、島本町、交野市、四条畷市、大東市

奈良県 奈良市、生駒市、橿原市、天理市、大和郡山市、安堵町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、河合町、王寺町、大和高田市、香芝市、広陵町、御所市、葛城市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

B地域 京都府 京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市

大阪府 A地域を除く市町村

奈良県 A地域を除く市町村

(表3)設計評価が当機関以外の場合の加算額

設計評価が当機関以外の場合、建設評価の料金に下記の金額を加算する。

床面積の合計 超～以下 (㎡)	加算額 (円：税込み)
0～200	20,000
200～1,000	50,000
1,000～3,000	70,000
3,000～5,000	100,000
5,000～10,000	150,000
10,000～	200,000